○農林水産省告示第千四百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字分城字小原六六五の三七、六六五の六八、六六五の八五、六六五の一九〇、六六五の一九一、六六五の一九三、六六五の一九五、六六五の一九六、六六五の一九八、六六五の二〇〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　1　主伐に係る伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　宮崎県宮崎市大字鏡洲字九平四〇〇九の二、四〇〇九の三、児湯郡西米良村大字横野字山村江二六一の二、二六二の三、二六二の五

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

二　(一)　保安林の所在場所　宮崎県都城市高崎町東霧島字山下九六二の一・九六三・九六四・九六八の二・高城町有水字立野三七三九の二・西臼杵郡日之影町大字分城字小原七三七の一・九・七三七の二五・七三七の五三（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、七三七の五五から七三七の五九まで

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県大田原市寺宿字入小滝七七五の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年五月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那須町大字蕎沢字追分一二四三の一、一二八二の二、一二八二の四、一二八二の五、一二八三の一から一二八三の四まで、一二八四の二、一三五〇の一、一三五二の三、一三五二の五、一三五二の六、大字大畑字シドキ四四六の一六、四四六の一八、四四六の二〇、字追分四四八の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　1　立木の伐採の方法

次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字シドキ四四六の一八（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年五月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県松本市・大町市・飯田市（以上三市について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年五月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県下伊那郡泰阜村五六一八、五六一九の一、五六八七の一、五六八七の六、六一二八の一、六一二八の二、六一二九の一、六一二九の二、六一三〇の一、六一三一の五、六一三三の二二から六一三三の二八まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

泰阜村五六一九の一、六一二九の一、六一二九の二、六一三一の五、六一三三の二二から六一三三の二八まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年五月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県下伊那郡泰阜村七五三〇の五、七五三九の一、七五三九の二三、七五三九の三〇、七五五二の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備